

かすたねっと 60号



特集 ワーク・ライフ・バランスの推進 「男性も取得できる」育児休業制度



「出産・育児」の関連本

今回のオススメ本です

ラピオ 5階「まなび創造館女性センター：団体交流室図書コーナー」の蔵書から。
貸出可です。手続きは5階窓口まで

「嫁ハンをいたわってやりたい ダンナのための妊娠出産読本」

著:荻田和秀 講談社+α新書



※綾野剛さん主演、週刊モーニング連載の「コウノドリ」のモデルです。

「はじめてパパになる本 父親のための育児手帖」

監修:貝嶋弘恒,今田義夫 実業之日本社



※この表紙は「新装版」のイメージです。蔵書（旧装版）はシンプルな装丁です。

ご利用案内（まなび創造館女性センター：団体交流室図書コーナー）

- 開館時間／9:30～20:00(ただし、貸し出しは19:30まで)
- 休館日／「年末年始」と「毎月第3火曜日およびその前日」 但し、月曜が休日の場合は開館し、翌々日を休館
- 貸出数量／図書／4冊2週間まで DVD／1本1週間まで

男女共同参画情報誌名「かすたねっと」の由来 2枚合わせで音が出て、子どもからお年寄りまで、みんなで楽しめる楽器にちなみ、男女共同（共鳴）社会の実現への願いが込められています。

「ヨチヨチ父 とまどう日々」

著:ヨシタケシンスケ 赤ちゃんとママ社



※コマ漫画感覚でもご覧になれます。

パパは共感。
ママは落胆。
ママっていつもイライラしてる
よね?
パパって何か蚊帳の外だよね
…?
「りんごかもしれない」の絵本作家、ヨシタケシンスケが父になつて分かったトホホな真実とは!?

「フランス父親事情」

著:浅野素女 築地書館



父性再評価へ
結婚制度を飛び越え（赤ちゃんの半分は非婚カップルから）、高い出生率(2.0!)を保つ、恋愛大国フランスの父親たちの生活と意見。

※「父親たちへのインタビュー」を主軸とした本です。

「男性も取得できる」 育児休業制度

「育児休業制度」は、法律(育児・介護休業法)に基づいており、性別にかかわらず等しく使える制度です。この法律は、事業所の規模に関わらず適用されます。

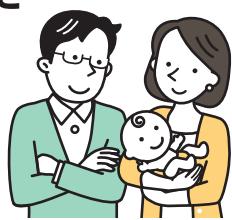
この冊子における育児休業とは、育児・介護休業法に規定されている制度(育児休業・出生時育児休業)であり、具体的には、(原則として)「子が1歳に達するまでの間に休業(=仕事を休む)ができる制度となります。

- 短期間の取得も可能です(=日数単位でも取得できます)。
- 個人で取得する場合、二分割取得(=2つの期間に分けて取得)も可能です。
- 夫婦で取得する場合、同時取得でも別々取得でも可能です。

ここでは「ライフスタイルに応じた取得例(=組み合わせの例)」を紹介します。

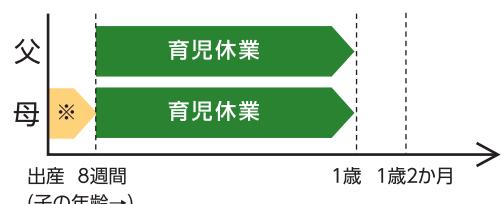


「夫婦2人で同時に子育て」を重視



夫婦で同時に取得

- ・最初に訪れる「自分達も何も分からぬ大変な時期」に支え合うことができます。
- ・子育てと家事を分担することで、夫婦で交互に共通の経験を積むことができます。



「体調不安のある出産直後のお母さんのケア」を重視



出産直後に取得

- ・母親が体調に最も不安を抱える時に、父親が支えることができます。
- ・父親が家庭にいる時間を確保し、母親のストレスや不安の軽減を図ります。



「お母さんの勤務復帰のサポート」を重視



お母さんの勤務復帰時期に取得

- ・母親の勤務復帰の準備期から父親がサポートに入り、母親の勤務復帰を支えます。
- ・仕事と子育てのバランスを組み立てていく時に、夫婦で共通の経験を積み検討材料とすることができます。



【育休を取得するための3ステップ】

①夫婦間で事前に話し合う

方向性(家族の形、仕事と子育てのバランスなど)を考え確認しあい、育児休業の取得時期や期間を決める。

②勤務先に早めに相談する

会社の就業規則と手続き方法や申請時期、男性の育児休業取得の実例などを事前に調べ、勤務先へ早めに相談する。

③「現在の自分の仕事」について周囲へ引継ぎを行う

勤務を継続する同僚などへ引継ぎができるように、業務の可視化(作業の要否、分担、情報提供など)を事前に行う。

【育児・介護休業法でのその他の制度】

子の看護休暇	所定外労働 ^(※1) を制限する制度	時間外労働 ^(※2) を制限する制度
深夜業を制限する制度	所定労働時間の短縮措置等	

※各制度の詳細は、厚生労働省パンフレット「育児・介護休業法のあらまし」などをご覧ください。
※1 所定外労働…就業規則などで定められている勤務時間を超える労働、いわゆる残業のこと。
※2 時間外労働…法定労働時間(1日8時間・1週40時間)を超える労働のこと。

男性の育児休業体験談

小牧市役所 職員

子ども(長男)が産まれて、最初の3か月間は大変だと周りから聞いていたこと、加えて自分自身が子どもと過ごす時間をしっかりと取りたいと思ったことから、妻が里帰りから帰ってくるタイミングに合わせて、2か月間の育児休業の取得を決めました。

育児休業の取得に当たっては、安定期に入った頃に職場に伝えましたが、職場全体として育休取得を快く受け入れ、応援してくれました。



妻一人では不安な部分もある中、二人で一緒に子育てに取り組めたことで、お互いの理解に繋がり、今しか見られない子どもが成長していく姿をすぐそばで見守ることができる大変貴重な時間を過ごすことができました。復帰後は少しでも早く帰り、子どもをお風呂に入れるために、より一層仕事の効率化を図るようになりました。また、育休で一時的に人員減となる中、温かく支えてくれた職場の方々には本当に感謝しています。

最後に、育休取得を迷われている方には、職場の理解が大前提とはなりますが、素晴らしい経験になりますので、ぜひ前向きに検討していただくことをおすすめします。

CKD株式会社社員 古宮山英明

親戚の男性が育児休業を取得するのを間近で見ていたこともあり、娘(長女)が2か月になる時に32日間の育児休業を取得しました。職場には、出産予定日の半年前に育休取得の可能性を伝え、予定日の3か月前に再度取得希望を伝えました。周囲に男性の育休取得の前例がなく、同僚からは「前例となり後輩達が取りやすい雰囲気にしてほしい」と応援されました。業務に支障がないよう、育休取得に向けては、業務整理や引継ぎを行うとともに、関係各所へ育休不在期間や担当引継ぎの連絡等も行いました。

育休中は、日々子どもの成長を近くで感じつつ、育児の大変さを身をもって経験できました。育休取得により育児・家事を二人で分担することで妻の負荷の軽減にもつながりました。育休終了前には家族で旅行にも行き、充実した貴重な時間を過ごすことができました。ただ、子どもの動きが活発になってくる生後3か月以降の取得でも良かったのかなと思っています。復帰後は、取得前と同じ業務で、残業時間や帰宅時間も取得前と同様に働いています。

育休取得を考えている方は、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、取得時期や期間については、ご家族や育休取得経験者に相談し、よく考えられるのが良いと思います。

